ワンストップ特例申請書【記入例】

平成28年1月1日以降は、申告特例申請書に「個人番号(マイナンバー)の記載」と下表のとおり 「本人確認(番号確認と身元確認)のための書類の添付」が必要になります。

	本人確認書類		
	番号確認	+	身分確認用
個人番号カードを持っている場合	個人番号カードの写し(裏面)	+	個人番号カードの写し(表面)
個人番号カードを持っていない場合	通知カードの写し又は住民票 (マイナンバー付き)の写しなど	+	①または②のどちらかが必要です。 ①写真表示があり、氏名、生年月日又は住所 が記載されているもの→運転免許証の写し、 パスポートの写しなど、どれか1点 ②氏名、生年月日又は住所が記載されている もの→健康保険証の写し、年金手帳の写し、 児童扶養手当証書の写しなど、どれか2点

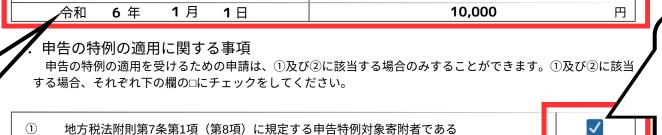


枠内の項目(住所、氏名〔フリガナ〕、性別、電話番号、生年月日)を全て記入。

【※寄付(ふるさと納税)をした年の翌年1月1日までの間に、記載内容(住所や氏名等) に変更があった場合は、寄付(ふるさと納税)した年の翌年1月10日までに、新温泉町 に「申告特例申請事項変更届出書」の提出が必要ですのでご注意ください。】

当団体に対する客附に関する重項

寄附年月日



- 鉛注料則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当<mark>するこ兄</mark>

寄付年月日と寄付金額を記入

住所、氏名を記入

【※寄付をする毎に記入が必要となります】出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告 『女は同法第121条(第1項ただし書を除く。)の規定の適用を受ける者

寄附金額

(2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税につい て、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の 提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要しない者

地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である

附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め<mark>中告付例</mark> 1月1日から 12 月 31 日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又 若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

(-切-り--取-ら-な--い-で-く--だ-さ-い--。)-- ----市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書 年寄附分 道府県民税 受付日付印 住所 兵庫県美方郡新温泉町浜坂 2673-1 新温泉 太郎 氏名 殿 受付団体名 新温泉町

確定申告が提出不要で あり、住民税申告も提 出不要(寄付金税額控 除は除く)である寄付 者の場合に限り、チェ ックをしてください

ワンストップ特例申請 で寄付をする自治体数 が5団体以下であると 見込まれる寄付者の場 合のみ、チェックをし てください

✓